

STOP! 船の放置



船を「無許可で係留」・「捨て」・「放置」することは河川法違反です!

- 適用される罰則 -

① 不法に船舶を廃棄・放置した者

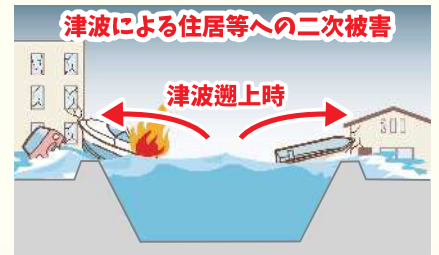
3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

② 不法に係留施設を設置した者

1年以下の懲役、または50万円以下の罰金

なぜ河川に許可なく船舶に係留してはいけないのか?

無許可で河川内に船舶に係留することは、河川管理上、様々な支障を引き起こすおそれがあります。

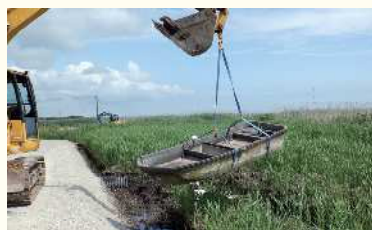


その他、洪水の流下阻害、流出による河川管理施設の損傷、景観の阻害、油の流出による自然環境への悪化、船舶の航行障害等を引き起こす可能性があります。

利根川下流部での不法係留船への取り組みは?

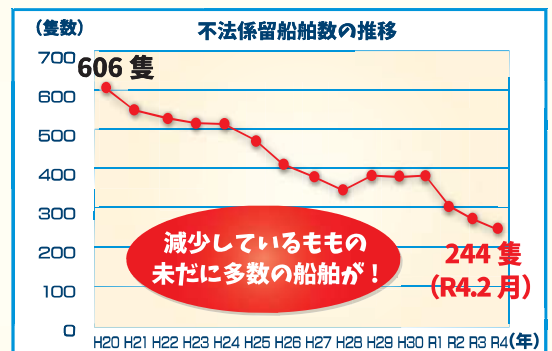


所有者の調査・撤去指導



放置された船の撤去

利根川水面利用協議会により策定された「不法係留船対策計画」に基づき、指導・撤去等を実施しております。



利根川下流部水面利用協議会とは

利根川下流部の秩序ある水面利用のあり方の提言を行うため、学識者・漁業協同組合・水面利用関係者等・沿川自治体・海上保安庁・警察・関係行政部局（現在35機関）の代表によって、平成16年7月に設立されました。

また、令和4年度には、放置艇ゼロ隻を達成するため協議会関係者が実施すべき「4つの行動方針」を策定しました。

《利根川下流部水面利用協議会の4つの行動方針》

- ① それぞれの立場や役割に基づき主体的、かつ、継続的に行動する。
- ② 地域毎に関係機関で情報や意見交換を行い、協働により地域固有の課題の解決を図る。
- ③ 不法係留対策の意義や取組内容について広く伝え、地域の理解が得られるよう努める。
- ④ 社会情勢や河川環境等の変化に応じて、実行力のある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する。

問い合わせ先

利根川下流部水面利用協議会

(事務局)

利根川下流河川事務所 占用調整課

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

電話：0478(52)6367



心地よくご利用いただける河川を目指して

マナーアップ への取り組み

水面を安全・快適に利用するため、マナーを守り、
他の利用者に迷惑をかけないように水面を利用しましょう！

【利根川下流部水面利用協議会】

他の利用者に迷惑となるような行為はやめよう！

- ・他の水面利用者の付近で疾走、急旋回、ジグザグ航行はやめよう。
- ・船舶のエンジンのむやみな空吹きなどの騒音行為はやめよう。



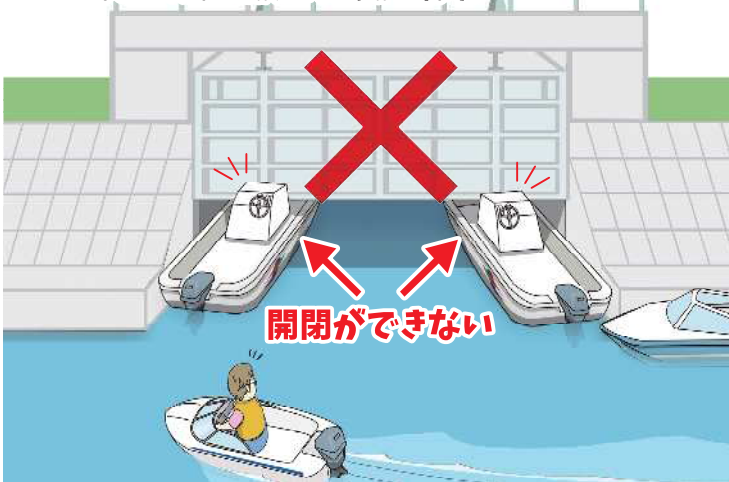
漁業の操業に迷惑となるような行為はやめよう！

- ・利根川下流部では様々な漁業がおこなわれているので、十分に注意して通航しよう。
- ・係留されている漁船や仕掛け網などの漁具への損傷行為はやめよう。



河川管理の支障となるような行為はやめよう！

- ・洪水時に水門等の施設が操作できない場合、川の水が街の中に流れ込むなど、大きな被害が起こる恐れがあります。



河川環境の悪化を招くような行為はやめよう！

- ・干潟やヨシ原等の貴重な自然の悪化を招くような行為はやめよう。
- ・ゴミや油などの不要になったものは必ず持ち帰ろう。



※水面利用は常に危険を伴いますので、水面利用者は自己責任において十分注意して利用しましょう。